

火災予防条例が改正されました

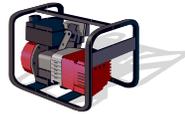
【平成26年6月30日施行】

多くの人が集まる催しで、**火気器具**を使用する場合は、**消火器の準備**が必要です。

①



火気器具



消火器準備

多くの人が集まる催しで、**火気器具を使用する露店**を開設する場合は、**届出**が必要です。

②



露店等開設者



露店等開設届出書



消防署長

100店舗を超える露店が出店する**大規模な屋外催し**の**主催者**は、**【火災予防上必要な業務に関する計画】**を定め、**提出**する必要があります。

③



100を超える露店

主催者



露店の配置
事前確認
初期消火
避難誘導
通報

担当者の選任等

計画
内容



消防署長

お問い合わせ先：岐阜市消防本部 予防課 (058)262-7163